

いけんひろば
～日常生活における法的なものの考え方との関わり～

報告資料

2023年度「わかもの
こども若者★いけんぶらす」事業

かいさいがいよう
1. 開催概要

しつもんないよう
2. 質問内容

いけん
3. いけんひろばでいただいた意見

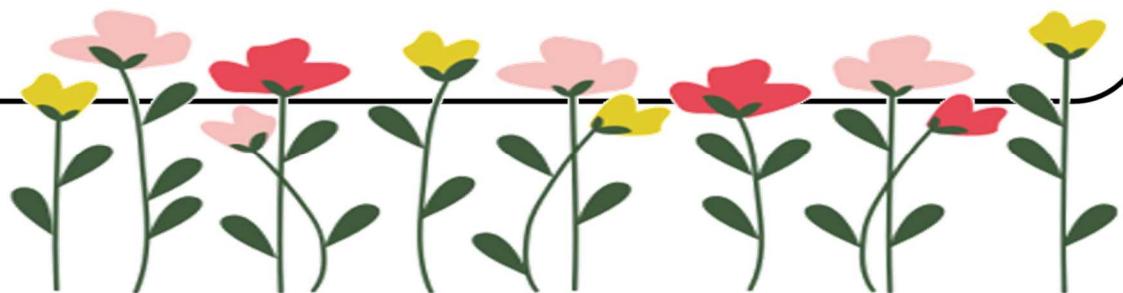
ほうきょういく けいけん
・法教育の経験について

いしき
・法やルールへの意識について

・法やルールを学ぶことについて

・法を楽しく学ぶために

・法教育を知つてもらうために



1. 開催概要

テーマ	にちじょう ほうとう かか 日常生活における法的なものの考え方との関わり	<p>Q1. 通っている学校などについて教えてください。（単数回答）</p> <p>n=214</p>  <p>0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校 (45件)</td> <td>中学校 (40件)</td> <td>高等学校 (47件)</td> <td>大学、大学院、専門学校、短期大学等 (34件)</td> <td>社会人 (41件)</td> <td>回答しない (6件)</td> <td>その他 (1件)</td> </tr> <tr> <td>21.0%</td> <td>18.7%</td> <td>22.0%</td> <td>15.9%</td> <td>19.2%</td> <td>2.8%</td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>■ 小学校 ■ 中学校 ■ 高等学校 ■ 大学、大学院、専門学校、短期大学等 ■ 社会人 ■ その他 ■ 回答しない</p>	小学校 (45件)	中学校 (40件)	高等学校 (47件)	大学、大学院、専門学校、短期大学等 (34件)	社会人 (41件)	回答しない (6件)	その他 (1件)	21.0%	18.7%	22.0%	15.9%	19.2%	2.8%	0.5%
小学校 (45件)	中学校 (40件)	高等学校 (47件)	大学、大学院、専門学校、短期大学等 (34件)	社会人 (41件)	回答しない (6件)	その他 (1件)										
21.0%	18.7%	22.0%	15.9%	19.2%	2.8%	0.5%										
担当省庁	ほうむしおう 法務省															
アンケート方法	WEBアンケート															
アンケート期間	れいわ 令和6年2月19日（月）～3月4日（月）															
調査対象者	ぜんねんだい 全年代のぶらすメンバー															
回答数	けん 214件															
テーマ説明	ほうむしおう ほうきょういく ふきゅう すいしん と 法務省では、「法教育」の普及・推進に取り組んでいます。 やくそく まも けいやく せいりつ さいばん 「約束をする・守るってどういうこと？」「契約って何？どうやって成立するの？」「裁判はどのように行われるの？」といった、 しほう せいど きそ かち りかい み こくみん みな 法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることは、国民の皆さんにとって法や司法 制度を身近に感じ、自由で公正な社会を作っていくためにとても重要であると考えています。 かん じゅう わかもの そこで、子ども・若者の皆さんとの声を聞き、今後の「法教育」を、よりたくさんの人々のニーズに合ったものとしたいと思っています。															
意見の 活用方法	りょう きょうざい さくせい 学校で利用できる教材の作成や「法教育」を広めるための活動に活用します。なお、現在、法務省が行っている活動の中には、 いか 以下のようなものがあります。 すいしん けんとう かいぎ む も ぎ さいばん ○「法教育」の推進を検討している会議において、学校向け模擬裁判教材やデジタル教材に関する検討などを行っています。 ちいき あつ せんもんか はけん じゅぎょう ○学校や地域の集まりに法律の専門家などを派遣し、「法教育」の出前授業を行っています。 はいふ くん はっしん ○「法教育」を身近に感じてもらえるよう、法教育マスコットキャラクター「ホウリス君」を活用したSNSの発信、 グッズの配布などを行っています。															



アンケートの質問内容

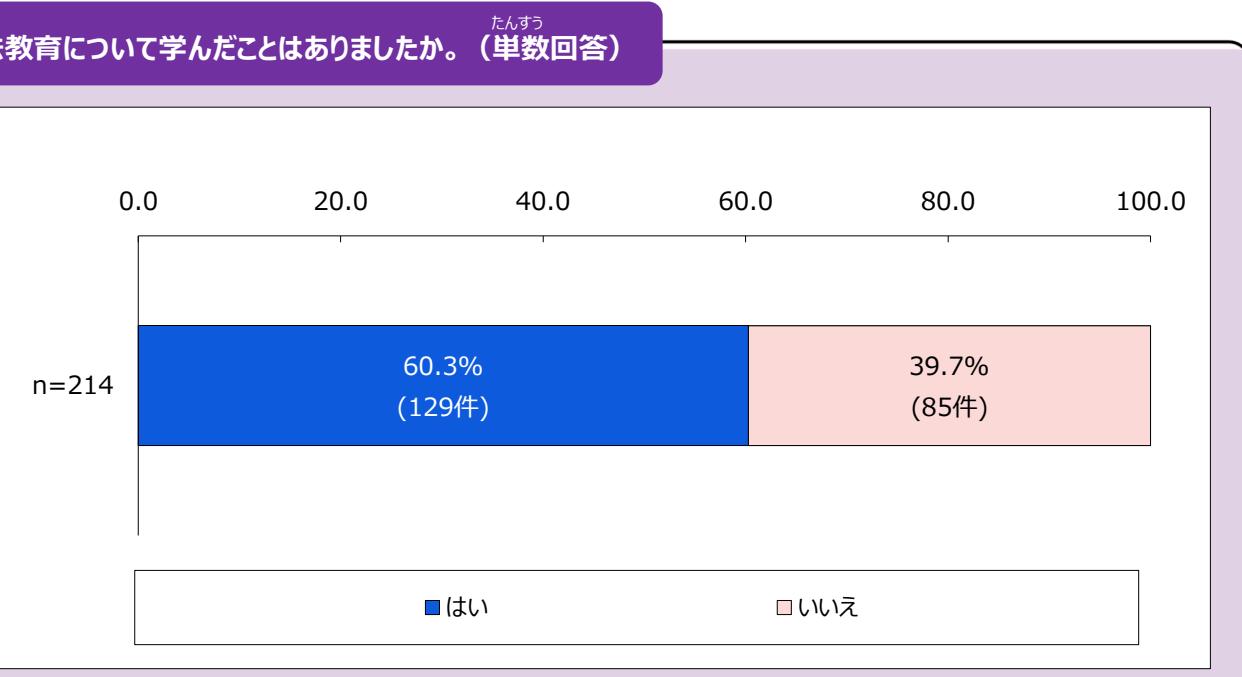
ぞくせい ①属性	Q 1	通っている学校などについて教えてください。
ほうきょういく けいけん ②法教育の経験 について	Q 2-1	これまでルール作りや契約、紛争解決といった法教育について学んだことはありましたか。
	Q 2-2	何から法教育について学びましたか。
③法やルール いしき への意識 について	Q 3-1	これまでに法やルールについて意識したり、考えたりしたことはありましたか。
	Q 3-2	どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。
④法やルールを 学ぶこと について	Q 4-1	社会に出る前に法やルール、その考え方を学ぶことは大切だと思いますか。
	Q 4-2	なぜ大切ではないと思いますか。
⑤法を楽しく 学ぶために	Q 5-1	法教育について学ぶ際に、どんな内容だったら楽しく身に付くと思いますか。
	Q 5-2	Q5-1で答えた回答で何か具体的な内容があれば教えてください。
⑥法教育を 知つてもらう ために	Q 6-1	よりたくさんの人々に法教育を知つてもらうためにはどんな方法がよいと思いますか。
	Q 6-2	Q6-1で答えた回答で何か具体的な方法があれば教えてください。



3. いけんひろばでいただいた意見（法教育の経験について）

Q 2-1. これまでルール作りや契約、紛争解決といった法教育について学んだことはありましたか。（単数回答）

約60%の人が「はい」と答えました。



「契約」とは？

「ともだちからゲームを借りる・ともだちにゲームを貸す」
 「お店の人にお金をはらっておかしを買う」
 「お父さんやお母さんからおこづかいをもらう」
 のような約束ごとのことです。



「紛争解決」とは？

・貸したゲームを返してもらえない
 ・お金をはらったのにおかしをもらえない
 のようなもめごとが起きたときに
 「なぜ起きててしまったのか話し合う」
 「お互いの考えを聞いた上で、自分が思ったことを伝える」
 「お互いがいやな思いをせずにするルールを考える」
 といったことを通じて、問題を解決することです。



「法教育」とは？

ルールの決め方やもめごとが起きたときの
 解決方法を考えることを通じて、
 法や司法、そのしくみや考え方を学ぶことです。

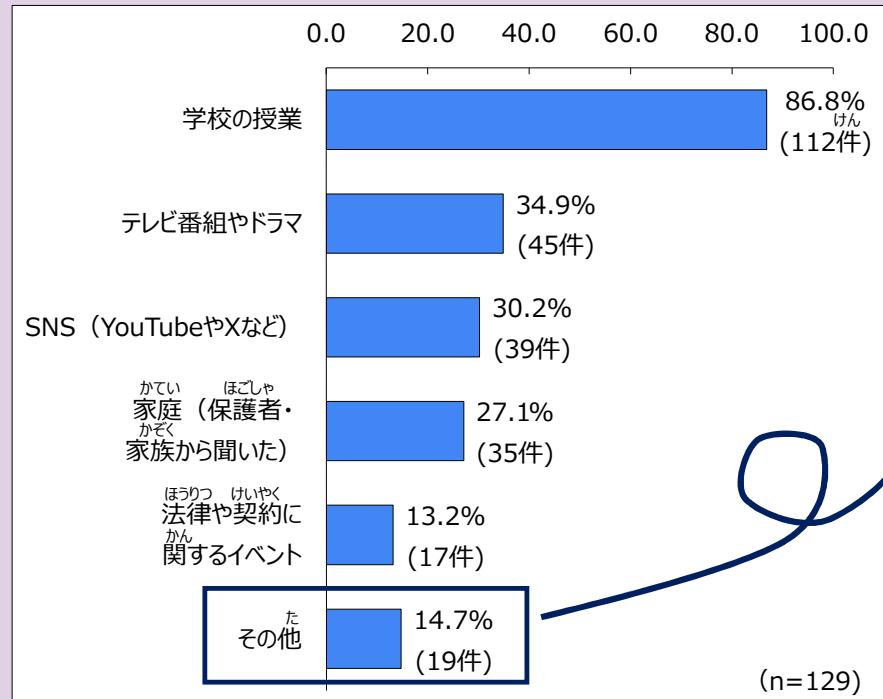


次のページにつづきます

3. いけんひろばでいただいた意見（法教育の経験について）

Q2-2. 何から法教育について学びましたか。（複数回答）

「学校の授業」(86.8%) と答えた人が最も多くなりました。



その他の内容

学んだ方法に関するこ

- 本
- パンフレット・広報誌
- インターネット検索



学ぶことになったきっかけ

- 資格試験の勉強
- 社会人になってから、会社で学んだ。
- 学校で行っているZEST (総合的な探求の時間)
- 友達に法律や裁判に詳しい人がいて、その人から教えてもらった。
- 行政書士なので仕事柄



3. いんひろばでいただいた意見 (法やルールへの意識について)

いん

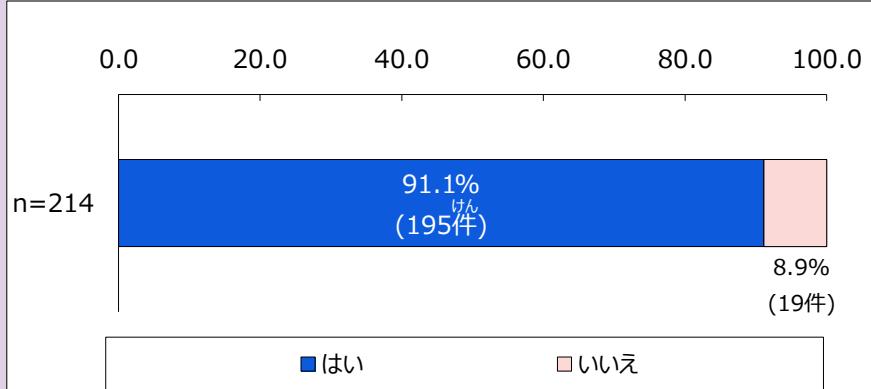
ほう

いしき

こどもまんなか
こども家庭庁

Q3-1. これまでに法やルールについて意識したり、
考えたりしたことはありましたか。(単数回答)

やく
約90%の人が「はい」と答えました。



Q3-2. どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。
(Q3-1で「はい」を選んだ人のみ回答)

しょくば
職場



- 仕事で「開発する機能のあり方や説明などに法的な問題がないか？」など考える必要があるとき
- 就職を考えたとき、仕事をしているとき
- バイトのとき
- バイトで採用された際の労働契約
- 仕事をするときも就業規則を読ませてもらってから署名しました。
- 社内規則や下請会社との業務
- 所得関係の書類の提出のとき

ここでいう「法やルール」とは、
日常生活での学校のルール、
友達と遊ぶときの約束ごと、
法律や規則などが考えられます。



「法」とは？



「赤信号では横断歩道をわたってはいけません」
「人の物をぬすんだら、罰を与えます」などの、
みんなが安心・安全に暮らすために
国が決めたルールです。

次のページにつづきます

3. いけんひろばでいただいた意見 (法やルールへの意識について)

いけん

ほう

いしき

こどもまんなか
こども家庭庁

Q3-2. どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。 (Q3-1で「はい」を選んだ人のみ回答)

日常生活

けいやく
契約



- 物の売買や、クレジットカードや家の契約
- 買い物をする際、不当な契約を結ばないことやクーリングオフ制度などを知って、よく考えて買い物をしていた。また、訪問販売やインターネット販売では、とくに注意を払うことを意識していた。
- 大きな買い物をするときに必要になる契約を結ぶとき (不動産など)

ルール

- ルールが曖昧なときや道徳心に基づいた判断の域をこえるとき
- ルールを守ってない人を見たとき
- 友達がゴミをポイ捨てしようとした時に、「ゴミはちゃんと捨てるところに捨てたほうがいいと思うよ」と言った。
- 普段生活していて、日常生活ではあまりやらないことをする際にいつも違ふから、ルールなどを意識することが多いです。
- 車を運転する時や道路を歩く時、交通ルールを意識する。
- 自転車をよく使うため、自転車に関する交通ルールが場所によって違つたり曖昧だったりすることが多いから
- 集団で遊ぶ時に、その集団内での遊び方のルールを意識する。

ほうどう
報道やSNS



- テレビで事件のニュースをやっているとき
- ネットで炎上したものを見かけたとき (倫理的な観点と法的な観点と社会的な観点など)
- SNSへの投稿(著作権)など

トラブル

- 意見が対立したときに、意見がどの範囲まで優先されるべきか考えた。
- 友達と喧嘩をした時の解決方法を決めたとき

やくそく
約束

- 遊ぶ約束をしたとき
- 約束を守る。貸し借りしない。
- 友達のペンやマーカーを借りたとき

次のページにつづきます

3. いけんひろばでいただいた意見（法やルールへの意識について）

じょうきょう

Q3-2. どのような状況で意識したり、考えたりしましたか。（Q3-1で「はい」を選んだ人のみ回答）

学校

校則やルール

- 学校の校則について改めて考え直したり、日常生活の中で、当たり前に守らなくちゃいけない法律を思い直したりするとき
- 校則の問題点や必要性を考える機会があった。本当に必要なものと実際必要ではないものがあるのではないかと思う。
- 学校でクラスの決め事をした時や、学校で決められた規則を守るようにしていました。学校で定められた門限(当時は16時半など)に合わせて、家庭の門限も決まっていました。
- 高校が「校則」という明確なルールを設けない自由な校風だったので、単位の管理や時間管理は全て自己責任で行うこと、と教えられたため、以来その考え方方が身についた。
- 校則、いじめなど、学校での子どもの権利がないがしろにされていると感じたとき
- 学校の身だしなみ検査や写真撮影の時にちゃんと校則を守ることができているか意識しました。
- 大学のルールに納得がいかなかつたとき



じゅぎょう
授業

- 公共の授業で色々な判例をまんだとき
- 通信大学の授業で法の授業を取った。安全が法に守られていると感じた。ただ、法だけでは守られていないことがあるとも感じた。

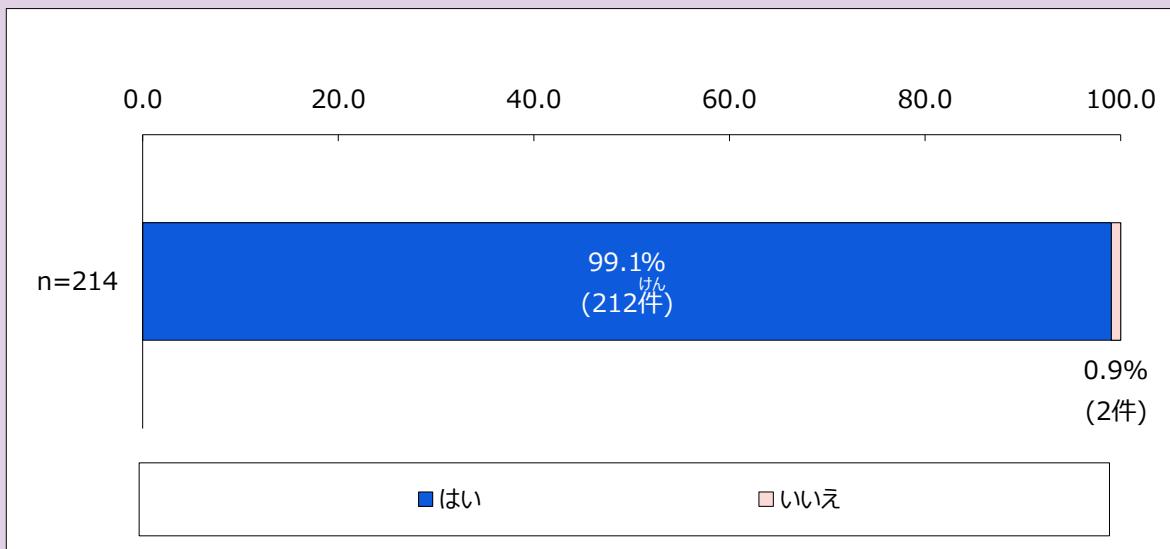
学校生活

- 学校の廊下を走らないようにしたり、学習に関係のない物は持ち込まないようにしました。
- 学校での集団行動や友達と遊ぶ約束をしたとき
- 学校でのトラブルや刑事事件に巻き込まれた時に、法律を意識した。
- 6年生の時、1年生とのレクを考える際、体格差や楽しみ方の違いなどから、どうすれば両者とも楽しく遊べるかを考えたときにルールの確立を意識した。（例）鬼ごっこは6年生は早歩きで1年生は走っても良い。
- 大学院で教育を中心に行っているため、日頃から考える。育児、児童教育、公教育、進学、就職などそれぞれの段階の中に困難や格差はあるが、それぞれを個別の問題として語るよりも福祉的な生活基盤が子ども、若者期間のあいだの支えにあって欲しい。これまで教育を専門として学んできたが、福祉、法律、行政について学ぶ必要性を感じる。

3. いけんひろばでいただいた意見 (法やルールを学ぶことについて)

Q4-1. 社会に出る前に法やルール、その考え方を学ぶことは大切だと思いますか。 (単数回答)

ほとんどの人 (99.1%) が
「はい」と答えました。



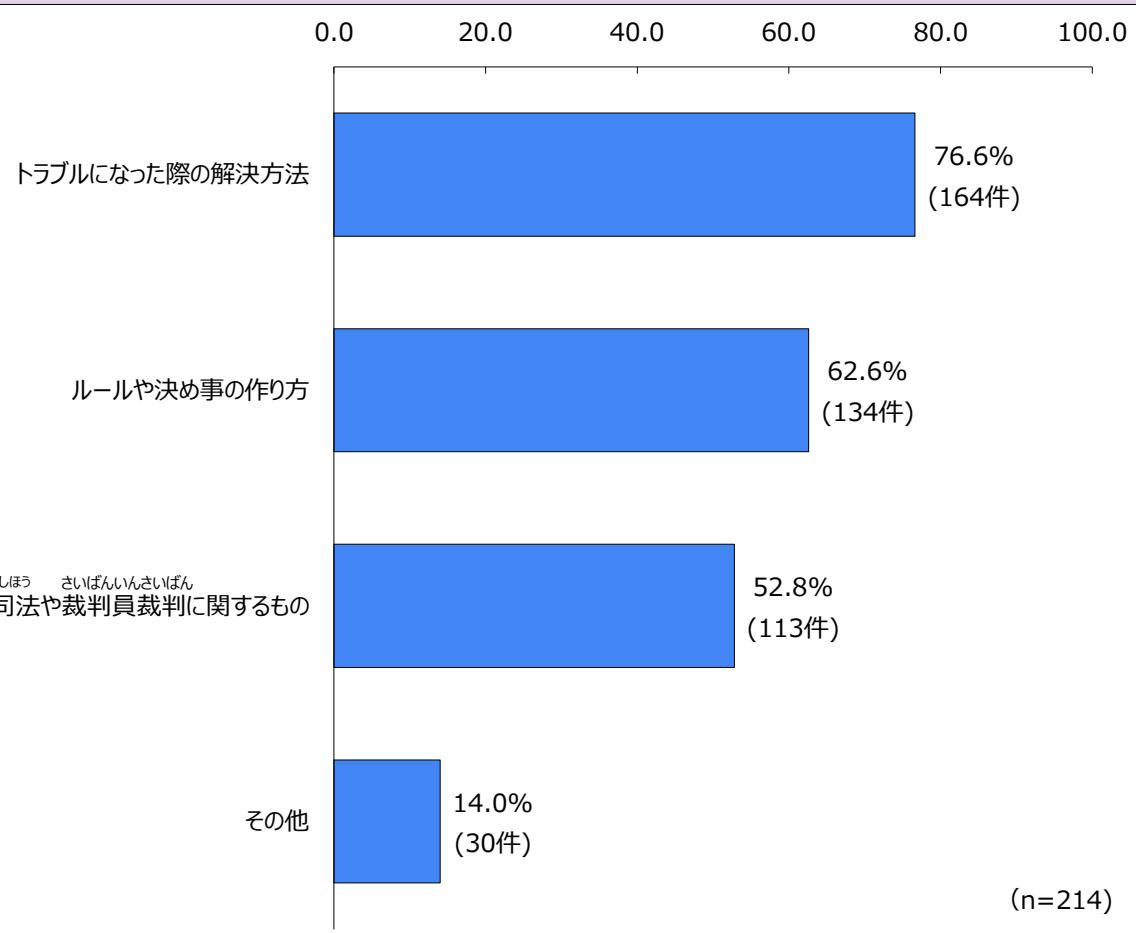
ここでいう「社会に出る前」とは、
「大人になってお仕事をしたり、
色々なことを自分で決めることが
できるようになる前」ということです。

Q4-2. なぜ大切ではないと思いますか。
(Q4-1で「いいえ」を選んだ人のみ回答)

回答はありませんでした。

3. いんひろばでいただいた意見（法を楽しく学ぶために）

Q5-1. 法教育について学ぶ際に、どんな内容だったら楽しく身に付くと思いますか。（複数回答）



「司法」とは？

もめごとや犯罪を、法というルールの下で解決したり、悪いことをしたかどうか決めたりすることです。（「裁判」）



「裁判員裁判」とは？

裁判官だけでなく、一般の人たちも裁判に参加するしくみです。

次のページにつづきます

3. いけんひろばでいただいた意見（法を楽しく学ぶために）

ぐたいてき ないよう
Q5-2. Q5-1で答えた回答で何か具体的な内容があれば教えてください。（Q5-1の「その他」の内容も含む）

コンテンツの工夫

- 例文など子どもにも分かりやすい物を利用する。
- なぜルールがあるのか、ルールを作るのか。
- 学校や家での生活でのルール作りなど、**身近なものがいい**と思います。
- **お金が関わる法律だとイメージしやすいのでは？**
- 自分が将来問題に遭遇したとき、**どのような法があって自分を守ってくれるか、どこに相談したら良いか**分かること
- 生活に困ったときの法制度、暴力に遭ったときの法制度など、**生きいく上で発生し得る様々な状況を想定しつつ、背景の理論やしくみにふも触れるもの**
- **身近な例をあげて実践する。**
- これまで、スマホの使い方や交通安全など、様々な講習を受けてきましたが、ルールややり方ばかりを習っても実際にそれをどういった場面でどのように使えばいいのかはあまりしつくりきません。だから、**実際にあった事件や問題を元に、どうすれば良かったのかを考えるような方式で行えば、本当にあった事件だから信ぴょう性が増すし、みんなも興味がある**と思います。
- **人気のドラマやゲームで法律や裁判をテーマにしたものがあるのでその作品とコラボした動画をアップしてそこから学べたりしたらいい。**
- 「人生ゲーム」のように、**人生イベントを例に法律との関わりを学べると楽しいし役に立つ勉強が出来そう。**

教え方の工夫

- **いじめやDVや痴漢など、矮小化されやすい問題について、法律上の傷害や強姦等にあたる可能性があり、被害に遭っても矮小化して考える必要がないと教えること**
- **模擬裁判や実際に法律を立案する体験**
- **模擬裁判や裁判選手権を広める。裁判の傍聴の面白さを伝える。**
気軽に安く、法律を学べる寺子屋みたいなものがあつたらいい。



3. いけんひろばでいただいた意見（法を楽しく学ぶために）

ぐたい てき ないよう
Q5-2. Q5-1で答えた回答で何か具体的な内容があれば教えてください。

学び方の工夫

- **年齢に応じて、身近なことを中心に基本的なことから教えるといいと**思う。例えば日頃の買い物から契約について教える、不審者などの訓練から身を守るための法律や司法制度を教える、など
- **学ぶ対象者の理解度に合わせて身近なものから学んでいく**(例: 未就学児に対しては、生活の場面でのルールがなんであるのかを考えながら学ぶ。中学生に対しては、なぜ校則があるのか教職員と一緒に意義を考えたり、本当に必要か考える等)
- **実際に自分達のルールや決め事を作りながら、実践して学んでいく**と、能動的な学びを得られ、身につくのではないかと思います！
- **フィールドワークをしながら交通ルールや買い物（消費契約）について学ぶとわかり易くて良い。**
- **トラブル解決方法は複数あると思うので、そのそれぞれの方法を取る人の意見や主張を比べるグループ討論や、その方法をとった後の状況が分かるアニメーションがあると面白い**と思います。

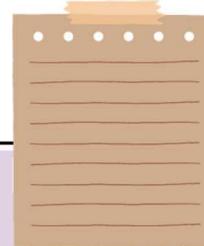


内容より大切なものの

- **楽しいか否かは学ぶ内容を決める際に検討項目では無い**と思います。楽しくない内容は必要というわけでは当然ないため。自身の経験としては社会に出る前に税制度(および違反した場合のペナルティ)や労働に関する法、ローン(学費も含め)関連について知識がほしかったです。

その他

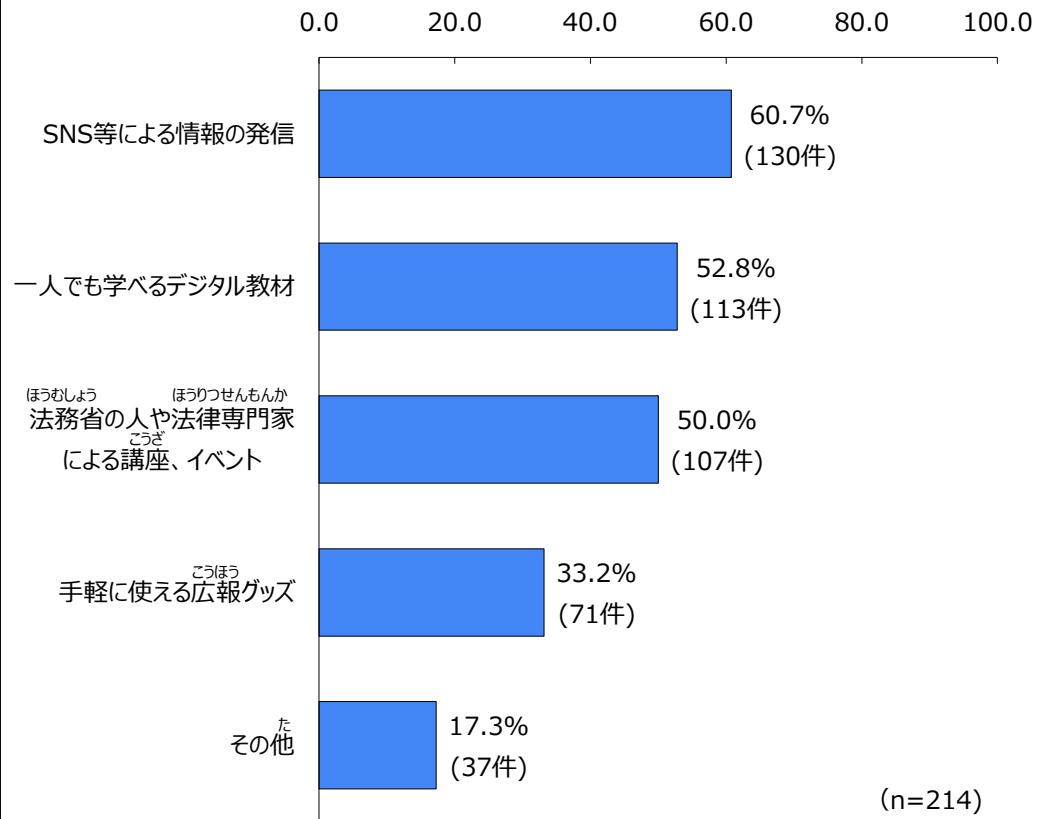
- 日常には思っている以上にたくさんの法律があって、ここまで守ってくれるの？と思うものもあれば、放任なんだな…と思うものもあります。全部を学ぶことは不可能だけれど、**意外と法律は身近なものであること、また法律をはじめとするルールの限界があることを知っておくことは必要ですか**と思います。
- 法教育は私も受けたいです。義務教育でそういうのがなかったし、大人になってから役所の書類、契約書やサービスの規約などで困ったりして、法律を学んでおいたほうが良いことが多かったからです。**こどもだけ、大人だけと決めず、法律を知りたいときに知れるように、法教育がいつでも受けられるようにすることが大切なことだと思います。**



3. いけんひろばでいただいた意見 (法教育を知つてもらうために)

Q6-1. よりたくさんの人々に法教育を知つてもらうためにはどんな方法がよいと思ひますか。 (複数回答)

「SNS等による情報の発信」 (60.7%) と答えた人が最も多く、
「一人でも学べるデジタル教材」 (52.8%) と答えた人が2番目に多くなりました。



3. いけんひろばでいただいた意見 (法教育を知つてもらうために)

いけん

ほう きょういく

こどもまんなか
こども家庭庁

ぐたいてき
Q6-2. Q6-1で答えた回答で何か具体的な方法があれば教えてください。(Q6-1の「その他」の内容も含む)

コンテンツの工夫

- ・ **漫画やYouTubeみたいな動画**の方が良いと思います。
- ・ **アニメーションや実写などの法教育を題材にした映像作品を制作し、授業などで視聴してもらう。**(例) 自動車学校で視聴するような実際に事件が起きた場合のドラマ、子供たちにもわかりやすいようなアニメーションなど
- ・ **法律について勉強しながら遊べるRPGゲーム**を作る。
- ・ **実践タイプのカードゲーム**などを開発し、学校向け教材として展開するよいと思います。
- ・ **学校で実際に友達と学べる教材**
- ・ 一人でも学べるデジタル教材については、**こども用と大人用に分けて楽しく遊べるようなデジタル教材**を作る。
- ・ **教育機関や親子の見学会**などがあると良いかと思いました。子どもや若者にとって、親や教師以外の大人が自分を守ってくれることを感じるのはよい体験だと思います。
- ・ **webサイトなどで気軽に見られる教材**



SNSの工夫

- ・ **SNSで情報発信をする際にクイズ形式などにして興味を持つもらう工夫をする。**
- ・ TikTokやInstagramのリール、YouTubeのショート動画で**1,2分以内**にサクッと学べるコンテンツの配信
- ・ 若い人にはXやInstagramで絵やイラストなどを使ってわかりやすく、そしてシニアの方などにはテレビやラジオを通じて情報を発信する。
- ・ YouTubeアニメにどんなことがよくなくて、どんな罰則があるかをやっているのをみるのが楽しいから、**アニメだと楽しみながら**しることができます。
- ・ **よくあるトラブルについて、法に則った解決方法を分かりやすく伝えた動画を作成して発信する。**
- ・ Xは**13歳まで**使えないの、他の場所にもアカウントを作成する。
- ・ デジタル教材やイベントもいいと思いますが、そもそも法について興味がないとそれをしてしまうとは思いません。だから、より多くの人に知つてもらう事を目的とするのならば、**拡散して広まりやすいSNSやそのSNSでの広告など**で**伝えるのがいい**と思います。
- ・ Instagramなどで「#こども裁判所」などの**ハッシュタグをつけ、子供にも**関わる法律や法律の作り方について**投稿する**(できる限りやわらかく、かわいく)
- ・ **これどうだろ?と思うことやSNSを使った一問一答で簡単に発信する。**

3. いけんひろばでいただいた意見 (法教育を知つてもらうために)

いけん

ほう きょういく

こどもまんなか
こども家庭庁

ぐたいてき
Q6-2. Q6-1で答えた回答で何か具体的な方法があれば教えてください。(Q6-1の「その他」の内容も含む)

手段の工夫

- 学校で配られたタブレット端末などで見られるようにする。
- インターネットで無料で見られるコンテンツの配布
- ポスターを学校に貼る。
- 模擬裁判を学校などで行うことによって、実際に法律について調べたり、裁判の流れを身をもって体感することで、法や裁判への関心が高められるのではないか？



コラボレーション

- 人気のキャラクターや気になるデザインを取り入れて、人々が目に入るような面白そうなグッズやチラシを配ったり、それをイベントと組み合わせてコラボイベントなどにする。
- インフルエンサーの方に協力していただく！

法律専門家から学ぶ



- 現役裁判官による学校への出前授業
- 公立の学校に専門家が来ることは少なかったと思うので、イベントなどがあると触れる機会ができるいいと思います。
- 法律専門家による定期的なオンライン講座
- 専門家に聞くことで安心して正しく学べるという環境は大事だと思う。「正しい情報である」ことを明確に示している授業だといい。
- 学校に法務省の人が訪れ、司法について話す。おそらく、小学校5年生で日本の政治について、私の場合は中学3年生で公民を学ぶので、そこを狙うとちんぷんかんぷんのまま講義を聞かずにはすむと思います。また、べらべら長ったらしい話を聞かされることはつまらないで、講義にペアワークやクイズを取り入れると楽しいと思います。
- 法務省の人や法律専門家による講座については、おそらく話題性はあってたくさんの人が見に来はあるかもしれません、やはり専門家の話となると話が難しいと感じる人が多くなってしまいしっかりと内容を見る人は少なくなってしまうかもしれない。要約などをしてある程度の内容を理解してもらった後、面白うだと思わせることによって最後まで記事や動画を見てもらうという手がいいのかなと思います。